

山形市民の健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会山形支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、山形市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を行うものとする。

- (1) がん検診及び特定健康診査等の受診促進に関すること。
- (2) 健康診査結果、医療費の情報その他の健康情報の共有に関すること。
- (3) その他市民の健康づくりの推進に向けた取組に関し必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報相手を承諾なしに第三者に開示・漏えいしてはならない。本協定の終了後においても同様とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申出がない場合は、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の変更又は終了を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市幸町18番20号 JA山形市本店ビル
全国健康保険協会山形支部
支部長 本間 富美勝